

大 個 審 第 2 4 号
(答 申 第 6 6 号)
平成16年11月26日

大阪府知事 様

大阪府個人情報保護審議会
会長 佐藤 幸治

個人情報の取扱いに関する意見について (答申)

平成16年11月25日付け私第2000号で諮問のありました「財団法人大阪府育英会奨学金の所在不明滞納者にかかる住民票等の徴収」に係る大阪府個人情報保護条例第7条第3項第6号に規定する個人情報の本人収集の原則の例外事項及び条例第7条第4項に規定する個人情報の収集制限に対する例外事項については、審議の結果、下記事項に留意して、個人情報の保護に万全の措置を講じることを前提に、本件収集に関して例外事項に該当するものとして取り扱って差し支えないものと認めましたので、答申します。

記

- 1 所在が不明となった滞納者については、大阪府が本籍地の表示を含む住民票、戸籍抄本及び外国人登録原票記載事項証明書等を収集し、財団法人大阪府育英会に提供することがあることについて、今後、広く周知するとともに、貸付・貸与時には利用者に説明し、確実にその同意を得ること。
- 2 本籍地等社会的差別の原因となるおそれのある情報の収集については、当該情報を得なければ滞納者の所在を特定することができない場合のみに限定すること。